

盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事

- 公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の**適用除外**(法第2条第1項)。

公共施設用地

法律第2条第1号	公共施設用地	● 道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政令第2条	政令で定める公共の用に供する施設	● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等 ● 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等
省令第1条第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省令第1条第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	● 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

(その他規制対象とならない行為)

- 土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制対象とならない。(例えば、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等)

- 規制対象工事であっても、災害の発生のおそれがないと認められる工事は、**許可不要**(法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書)。
- ただし、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、**改善命令等の対象**。

許可不要工事

政令第5条	● 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ● 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ● 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ● 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） 等
省令第8条	● 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ● 土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等 ● 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 高さ 2m 以下かつ面積 500㎡ 超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが 30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事 ● 土石の堆積を行う土地の面積が 300㎡ を超えないもの ● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの